

令和8年3月

刈谷市発注工事における熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法について

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る費用に関して現場管理費の補正を試行することとします。

1 対象工事

下記のいずれも満たす工事とする。

- (1) 令和8年4月1日以降に当初契約を行う設計金額200万円以上の土木工事
- (2) 主たる工種が屋外作業の工事（工場製作工を含む工事は当該期間を工程から除くものとする。）

2 実施方法

実施方法については、「愛知県 熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法」に準拠するものとする。

なお、対象工事とする場合は、特記仕様書に以下の通り記載する。

（熱中症対策に資する現場管理費補正）

第〇条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事とする。

なお、実施にあたっては、「愛知県 熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法」に基づき行うものとする。

3 注意点

受注者は、発注者が行う最終変更設計書の作成開始時までに、工事期間内における真夏日の発生日数が分かる資料を提出すること。なお、作成開始時期については監督員と協議し、これ以降の真夏日の発生日数は考慮しないものとする。

問い合わせ先

刈谷市総務部契約検査課検査係（0566-62-1003）